

池上岳彦先生の「人と学問」

根 岸 睦 人
谷 達 彦

はじめに

池上岳彦先生は、1999年4月に立教大学経済学部教授として着任され、26年間にわたる研究及び教育活動を経て、2025年3月に定年を迎えられました。同年4月からは特別専任教授として、引き続き研究・教育活動に専心されています。

本稿は、池上先生のこれまでの研究及び教育活動の内容を「池上岳彦先生の『人と学問』」としてまとめます。この「人と学問」は、池上先生からご指導いただいた根岸睦人と谷達彦による共同執筆となりました。二人とも、立教大学大学院経済学研究科に進学してから現在に至るまで先生にご指導いただいております。大学院ではそれぞれ異なる時期に、根岸は日本財政史・地方財政史を、谷はアメリカ地方財政を中心に研究し、先生から財政学を学びました。

池上先生は財政学において歴史研究、国際比較、さらに日本の現状分析及び改革論を並行して研究され、多岐にわたるテーマについて膨大な業績をあげてこられました。加えて、大学内外で数多くの要職を長きにわたって務められ、学内業務や学会運営、地方自治体の租税政策形成過程といった様々な現場で重要な役割を担われています。その全容を包括的かつ立体的に示すに足る能力を筆者は持ち合わせていません。そこで、筆者の研究課題や問題関心の視野からみた限られた範囲で、先生の「人と学問」を描いてみたいと思います。

以下では、まず、池上先生が研究者を志し、学部から大学院へと進学した経緯と当時のエピソードを紹介します。続いて、先生のご研究の展開を日本財政史研究、財政の国際比較（カナダ財政の研究）、そして日本の現状分析及び改革論の視角から整理します。その後、先生の学部・大学院教育について振り返り、主な学会・社会的活動を紹介します。執筆に際して、筆者は2025年12月4日に池上先生にインタビューを実施しました。なお、本文中の業績種別・番号は、本誌掲載の「略歴および業績」に依ります。

1. 財政学の途へ——学部・大学院時代

池上先生は、1959年12月宮城県仙台市に生まれ、1978年3月に宮城県仙台第一高等学校普通科を卒業後、同年4月に東北大学法学部法学科に入学しました。

法律学を学ぶことを目指して入学しましたが、当時の教養部制のもとで、入学後しばらくは実定法などの法律に関する専門的学修は行いませんでした。池上先生は、幅広い分野の科目を学ぶなかで、政治学や憲法学の講義に興味を持つようになりました。

池上先生は法学部時代に二つのゼミナールに所属して専門的学修を行いました。所属したのは、政治学者で政策過程論・日本政治を専門とする大嶽秀夫（東北大学名誉教授、京都大学名誉教授）のゼミナール（単年度、4年次）と、政治学者で西洋政治史を専門とする池田清（東北大学名誉教授）のゼミナール（単年度、4年次）でした。

大嶽秀夫は政策過程論研究の第一人者であり、池上先生もゼミナールで政策過程分析の方法を学びました。当時の大嶽ゼミでは、国の行政機関を一つ選んでその政策を研究しており、池上先生は文部省を選び、放送大学設立事業の研究を行いました。筆者は、池上先生が作成したゼミナールのレポートを拝見することができました。タイトルは「新構想大学としての放送大学——放送大学創設の政治過程」であり、レポート用紙64ページに及ぶ力作でした。レポートの内容をやや具体的に紹介すると、放送大学が構想されてから、放送大学学園法として国会において審議され、成立する過程を詳細に跡付けるとともに、諸政治勢力（政府、与野党、NHK、産業界、教育界）の利害関係とそれらが構想や計画に及ぼした影響を分析しています。そのうえで、放送大学の本質を「放送・教育の国家統制を目指しながら社会人の再教育を行う『国家管理型』大学」と指摘しています。その完成度の高さとともに、後述するような池上先生の分析手法の特徴、すなわち政策を取り巻く各主体間の関係に注目しつつ、精緻に政策過程を明らかにするという分析手法が、既にこのレポートに現れていたことに驚きました。研究を進めるための力量が、この学部時代から涵養されていたといえるでしょう。

ところで池上先生は、早い段階から研究者を志しておられ、学部3年次には大学院進学も決意されていたそうです。ご尊父である東北大学名誉教授の池上雄作氏の背中を見て育った池上先生は、研究者を目指すという進路を選択することに「あまり違和感はなかった」そうです。

1982年3月に同学部を卒業後、池上先生は同年4月に東北大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程に進学され、本格的に研究者への途を歩み始めます。

法学部生であった池上先生と財政学との出会いは、他学部科目の一つとして履修したことだったそうです。財政学は経済学部の科目でしたが、政治的説明が多いため、政治学に関心があった先生は財政学に惹かれたそうです。

さて、財政学の担当教官であり、池上先生の恩師である吉田震太郎（東北大学名誉教授）の

下で、本格的な研究が始まります。研究内容については後に詳しく説明しますので、ここではインタビューで伺った吉田震太郎ゼミナールのエピソードを紹介しましょう。当時の大学院経済学研究科の特徴として、大学院生も学部のゼミに参加しており、池上先生も同様でした。ゼミの最中に、吉田先生から唐突に、「池上君ここはどうだったかね」と質問が投げかけられることがあり、その質問に答えるため、常に真剣に準備して参加されていたそうです。「大学院のゼミよりも学部のゼミの方がよっぽど緊張する」と、池上先生は当時を振り返られていました。また、ゼミの時間外でも学部ゼミ生からの質問や相談を受けており、それに答えるためにたくさん勉強したそうです。

さらに、大学院の吉田震太郎ゼミナールは木村武司（山形大学教授）、越智洋三（東北学院大学教授）、斎藤忠雄（新潟大学教授）、岡本英男（東京経済大学教授）、井上博夫（岩手大学教授）、横山純一（北海学園大学教授）、石光真（会津大学短期大学部教授）といった財政学者を輩出しています。大学院では、当時助手であった岡本英男や、先輩の井上博夫、横山純一らとの研究交流も広く行われていたそうです。池上先生は吉田震太郎ゼミナールを通じて幅広い年代の学生や研究者と交流し、研究を深められたといえるでしょう。

池上先生は、1984年3月に博士課程前期課程を修了した後、同年4月に後期課程に進学しました。そこで約4年間の研究期間を経て、1988年2月に新潟大学商業短期大学部に専任講師として着任しました。池上先生の研究の場は、新潟大学に移りました。

池上先生の大学院時代の研究生活のお話を、筆者である根岸はよく聞かせていただきました。後述のように、池上先生は日本財政史研究を進められますが、その過程で、遠隔地の大学図書館や公文書館、行政機関の資料室等に足繁く通い資料を蒐集されました。資料目録のデータベース化、資料のマイクロフィルム化、オンライン上での資料閲覧などが進んでいない頃でしたので、その蒐集には大変苦労されたそうです。時には撮影や複写、帯出が禁止されている資料の内容を、その場でノートに書き写すなどして蒐集に努められ、そうして蒐集した資料の解説に没頭する毎日を送られていたそうです。池上先生がそうしたお話をされる時は、いつも楽しそうでした。池上先生にとって、まさに探求の苦楽を謳歌されていた時期であったといえるでしょう。

2. 日本財政史研究

池上先生の研究は、日本財政史研究から出発します。戦間期の日本における租税政策に関する研究に、大学院時代から取り組まれました。

周知のように、日本の戦間期は、経済面では日本資本主義の深化と不安定化が同時に進み、その危機対応のために経済過程への国家介入が強まった時代と位置付けられます。また、政治面では「大正デモクラシー」的な状況の下で政党政治や議会政治が大きく前進しましたが、そ

れは十分に制度化されず、最終的に挙国一致の総力戦体制へ移行していきます。戦間期はまさに、近代日本からの転換期ともいえる時期であり、そこでの租税政策の特徴を解明する研究に取り組まれたのです。

池上先生の研究の背景として、先生が本格的に財政研究に着手した1980年代初頭における政策過程の変化も指摘しておく必要があります。1981年に内閣総理大臣の諮問機関として第二次臨時行政調査会（土光臨調）が設置され、「臨調行革」が始まりました。同調査会は、行政の実態に全般的な検討を行い、「増税なき財政再建」を掲げ、行政機構改革や3公社の民営化等の行政制度運営の抜本的改革案を提案しました。提案の一部は後の内閣で結実し、それは、戦後続いてきた政策からの大きな転換を意味しました。政策過程において各界の代表が名を連ねる大型の諮問機関が活用され、その発信力や推進力によって改革が推し進められたことは、この「臨調行革」期の政策過程の特徴であり従来からの変化でした。

池上先生は、そうした政策過程の変化に問題関心をもたれました。先生が注目する戦間期の日本における租税政策過程では、内閣総理大臣の諮問機関として臨時財政経済調査会が設置されました。同調査会は、税制整理の根本方策について調査審議し、改革案を取りまとめて答申を行いました。つまり、デモクラシー的状況の下で、政党政治や議会政治が進展するとともに、諮問機関が活用されるという、政策過程の変化が当時においても生じていたのです。池上先生は現状の問題意識とつながる対象を、戦間期の租税政策過程に見出し、研究されたのです。

さて、池上先生は、後期課程在籍中に論文2「〔研究ノート〕両税委譲問題の意義をめぐって―研究史的整理」（1986年）を発表します。本論文は、両税委譲問題の経緯とそれをめぐる研究史的整理を行ったものです。国税である地租と営業税を地方税に委譲するという両税委譲は、1920年代日本財政の一大争点となった問題でした。臨時財政経済調査会においても議論され、同調査会がとりまとめた税制改革案にも盛り込まれました。答申を受けた1920年代の税制整理において両税委譲は実現しませんでした。地方に税源を委譲するという特徴的な税制改革案であったために、財政史研究においては、その意義をめぐり様々な観点から研究が蓄積されていました。この論文では、そうした先行研究の再検討が行われ、その見取り図が示されるとともに、残された課題が明らかにされました。そこでは、財政史や経済史だけでなく、政策過程のあり方を分析するため、政治史的手法を取り入れた研究も多く検討されています。それには、池上先生の分析方法の特徴が反映されています。また先行研究の主張を整理するだけでなく、史実に照らし矛盾点の批判も行っており、真理探究における峻厳な態度が現れています。

続けて発表された論文3「第一次大戦後日本における税制整理問題の発生―臨時財政経済調査会の財産税創設論争を中心に」（1986年）は、臨時財政経済調査会の審議過程と答申の内容を分析したものでした。先行研究においては、同調査会は両税委譲問題の端緒として位置付けられることが多くありました。本論文において池上先生は、その審議内容を丹念に再構成し、その最大の争点は財産税創設問題であったことを指摘します。そのうえで、財産税創設問題を

めぐる諸政党の政策路線、「社会政策」論、諸階級の組織化、政策決定過程における官僚・諮問機関の役割等を分析しました。それにより、1920年代の税制改革案の骨格が諮問機関を通していかに構想され、その内外における利害対立を経て、「参考案」の形で現実妥協的な提案へと変貌したのかが克明にされています。

論文4「戦前期日本の地方債政策—地方債許可制度を中心に」（1988年）、共著1『郵貯・簡保資金と地方債』（1987年）では、地方債制度について、起債許可制度、資金調達方法の変化、地方財政運営や国の財政政策との関係を分析しています。それにより、戦間期以降、地方債は景気政策の意味を含む公共投資政策の財源として組み込まれ、起債許可制度と一体となり、国家政策に地方財政を動員する手段となったことが明らかにされています。こうした、戦間期における政府間財政関係の構造解明により、池上先生の租税政策史研究はさらに進展していきます。なお、地方債政策に関しては、後続の論文5「戦後日本の地方債発行規制—適債事業列举主義と地方債許可制度」（1989年）、論文7「起債自由化論争の展開—1970～80年代の政府間財政関係に関する一考察」（1989年）により戦後の動向も考察されています。戦後、起債許可制度は国による地方財政危機対策のための制度的枠組みとして機能したことや、1970年代にその自由化や大幅な緩和を求める運動が展開され、80年代の地方行革期には新たな文脈で自由化が議論されたものの、国による地方財政対策の手段として活用され続けている問題が指摘されました。

続く、論文6「1920年代日本の関税政策—保護関税とその消費税的側面」（1989年）は、1920年代における関税政策の全容と、その租税政策上の意義の解明を試みた100頁を超える大著でした。関税は産業保護政策の側面が強い一方で、財政関税として消費税的側面も有していたため、池上先生は、1920年代の「社会政策」を加味した税制改革との関係を問うたのです。関税政策をめぐる政策過程は、多様な利害が表明され対立が生じるものでした。産業保護と消費者負担とのバランスが問われ、それは政策過程において、保護を求める利益団体やそれを擁護する農商務省と、消費税的側面を考慮する大蔵省との意見の相違として現れました。産業保護の観点では、専ら保護を必要とする産業と、原材料調達の観点から輸入促進を必要とする産業があり、製品の加工度によっても必要とする保護のあり方は異なりました。消費税の観点でも、公平性のために、必需品か嗜好品なのかによって適用される税率は異なります。関税政策の過程には、こうした省間や産業間の複雑な利害関係が現れており、池上先生はその分析に取り組みました。臨時財政経済調査会や帝国議会の審議をはじめとする政策過程が克明に分析され、関税をめぐる多様な利害関係と対立構造、その調整の過程が明らかにされました。内国税だけでなく関税政策の分析を含めた点は、池上先生の租税政策史研究が広範な射程を有していたことを示しています。

論文8「〔研究ノート〕1920年代日本財政の性格をめぐる」（1990年）は、まず1920年代における日本財政の特徴を統計的に確認したうえで、それが現代資本主義的な政策体系の枠組

みで分析できるかについて理論的検討を行ったものです。前者の検討では、政府支出規模の変化とその経済的特徴、国と地方政府の歳出入構造における特徴が明らかにされています。後者については、戦間期は日本資本主義の転換期と位置付けられるものの、国家独占資本主義論を展開した井上晴丸・宇佐美誠次郎、その後の大内力の議論に代表されるように、1930年代以降をその画期とする見解が支配的でした。池上先生は、当時進められていた現代資本主義研究の展開を踏まえ、さらに、1920年代の日本における資本の運動に対する外部的要因や政治構造の変化も検討します。そのうえで、1920年代日本の政策体系は、現代資本主義の枠組みにおいて論じることは可能であり、「平時」型の現代資本主義的な体制統合政策の出発点として位置づけられることを論じました。

そして、論文9「戦間期日本の税制整理—現代資本主義化のなかの1926年税制改革」（1991年）が発表されます。臨時財政経済調査会の答申を経て、政党政治の手に委ねられた全般的税制整理という課題が、1923年の応急的な税制整理、そして1926年の国税と地方税の大規模な税制整理として決着していく過程を分析しています。それは池上先生の一連の租税政策史研究の中核をなしています。さて、池上先生は本論文で1920年代の税制改革を検討する際に、現代資本主義的政策の一環として、体制統合と資本蓄積の維持促進がいかに目指されたのかという視角だけでなく、当該期における政治構造の変化の影響も重視しました。第一次大戦後の日本は、諸階級の組織化の進展や利益団体の活動が活発化する一方で、普通選挙制により政治参加の範囲は大衆に拡大し、大衆民主主義的状况に至りました。こうした現代民主主義システム成立の影響を明らかにするために、池上先生は、政策過程の分析を中心とし、諸階級や利益団体の改革要求、議会における政党間の論戦、省庁を代表する官僚の意見の相違を明らかにし、それらが当該期の租税政策のあり方に与えた影響を論じたのです。そして両者を総合して、1920年代の税制改革を「平時型の現代的改革」と評価したのです。経済と政治構造の二つの視角から政策過程を分析する、多様な主体間の相互関係を精緻に明らかにしつつ政策決定過程を分析するといった特徴が明確に表れた論文でもありました。

以上のような研究の積み重ねを経て、その後、池上先生は研究成果を総括し、学位論文としてこれを昇華させます。1991年に博士学位論文「戦間期日本の租税政策—1920年代における現代資本主義化と租税政策過程」を東北大学に提出し、博士（経済学）の学位を授与されました（論文10）。

池上先生の日本財政史研究は続きます。論文12「1950年代の地方財政危機—道府県財政、とくに新潟県の場合」（1994年）、論文13「1950年代の財政危機と土地改良事業」（1995年）、論文14「土地改良事業をめぐる3つの財政危機—1950年代の新潟県亀田郷をめぐる国、県及び土地改良区」（1995年）は、1950年代の地方財政危機問題を様々な視角から分析したものです。地方財政危機の要因と都道府県財政への影響の解明、国の緊縮財政と地方財政危機が農業政策と政策の現場である地方の土地改良事業に与えた影響が検討されています。これらは新潟大学に

における勤務時代に執筆されており、新潟県財政や新潟県亀田郷を事例として取り上げている点も特徴の一つです。前述のように、池上先生は先立って地方債制度の変遷を検討しており（論文4・5、共著1）、それを通して、近代から現代、戦前から戦後にかけての地方財政及び政府間財政関係の変化を通史的に捉えていました。こうした研究が呼び水となり、中央集権的な財政構造の下、地方債許可制度を通じて国が地方財政を誘導していたという事実があるにもかかわらず、何故、戦後に多くの地方団体の財政運営が赤字に陥り、地方財政再建制度の整備にまで至ったのかという問題意識が生まれました。それが結実したのが、論文12・13・14でした。インタビューでは、地方債制度の研究に取り組むきっかけとなった「地方債問題研究会」（全通信労働組合からの委託研究プロジェクト、その研究成果が共著1）を振り返り、研究会への参加を勧めてくれた恩師と、メンバーの先生方に感謝の意を表されていました。

立教大学教授に着任後、池上先生は共著12『昭和財政史：昭和49～63年度—第2巻・予算』（2004年）、共著13『昭和財政史：昭和49～63年度—第8巻・資料（1）財政政策・財政制度・予算・特別会計・政府関係機関・国有財産』（2004年）の執筆に参加します。『財政史』は、予算・租税・国債・財政投融资・金融など財政の政策の分野別に期間を区切って編纂した史録です。日本財政に関する歴史研究をおこなううえでの基礎文献となるものであり、その執筆は、時期を代表する学者が担当してきました。池上先生の恩師である吉田震太郎も、昭和期「最初の『昭和財政史』」にあたる『昭和財政史』（戦前編）の「預金部資金編」の執筆を担当しました。池上先生が執筆に参加された『財政史』は、奇しくも昭和期「最後の『昭和財政史』」でした〔その他寄稿・発言記録等51「最初と最後の『昭和財政史』、そして『昭和財政史資料』」（2005年）〕。

さて、『財政史』は「財務省の行政の正確な記録を遺し、財務省の行政の企画、立案、また一般の学術研究の参考の用に供することを目的」〔財務省財務総合政策研究所ウェブサイト「財政史」(http://www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/index.htm) 2026年2月18日閲覧〕として編纂されているため、執筆にあたっては、研究者としての評価を明らかにする研究論文とは異なる記述が求められます。また、池上先生が執筆を担当された予算は、「諸施策に必要な経費及びその財源調達手段を定める政府としての政策体系」を示すものですが、それぞれの年度を約50ページの記述にまとめざるを得ず、執筆にあたり先生は、「予算内容及び政策過程の全体像を伝えることを目標に限定した」と振り返られています（その他寄稿・発言記録等51）。このように、難しい執筆でありましたが、インタビューでは「一直線にみんなの意見が一致したわけではない」し「そんなにきれいに歴史が流れるはずがない」ということを書きたかったと、当時を振り返られています。政策過程における多様な主体の相互関係を精緻に明らかにする、そうした池上先生の分析手法は、執筆にも生かされていたのではないのでしょうか。

また、池上先生が執筆を担当した昭和56年から昭和63年の期間は、「臨調行革」期にあたります。上記のように、池上先生は「臨調行革」を背景に政策過程における諮問機関の役割に関

心をもち歴史実証研究を志しました。そして、臨時財政経済調査会という諮問機関の動向に注目しつつ、戦間期日本の租税政策を研究されました。両時期をめぐって、「きわめて多くの相違点がみられるにしても、行財政改革が喫緊の課題となるなかで財政民主主義システムにおける諮問機関の役割が拡大した」という意味において共通点を見出すことができると指摘されています（その他寄稿・発言記録等51）。さらに、池上先生の最初の研究業績である修士論文は「第一次大戦後日本の税制整理問題—臨時財政経済調査会を中心に」というテーマでした（論文1）。大学院生時代に研究を進める過程で、恩師の吉田震太郎に紹介状を書いていただき、大蔵省財政史室（現・財務省財務総合政策研究所財政史室）に通って資料を閲覧したそうです。その時閲覧したのは「最初の『昭和財政史』」の「昭和財政史資料」でした。池上先生は、『財政史』の執筆を終えた後に「最初の『昭和財政史』及びその編纂を支えた『昭和財政史資料』を利用して研究生生活を開始した者として、最後の『昭和財政史—昭和49～63年度』編纂に参加させていただいたことは大変光栄である」と述べてられています（その他寄稿・発言記録等51）。池上先生にとって、『昭和財政史』の執筆は、研究上の問題関心と研究活動の出発点に立ち返るような意味もあったのではないのでしょうか。

その後も、池上先生は共著24『平成財政史：平成元～12年度—第2巻・予算』（2013年）、共著32『平成財政史：平成元～12年度—第8巻・資料（1）総説・財政会計制度・予算・特別会計・政府関係機関』（2019年）において『財政史』の執筆に参加され、政策過程の記録を後世に残す作業が続けられています。上述したような、容易ならざる作業を継続しえているのは、先生が『財政史』の編纂に対して「研究者のためだけでなく、国民に対する政府の説明責任の重要な一環である」という強い使命感をもってその任に当たられているからだと思います（その他寄稿・発言記録等51）。

近年、池上先生はご自身の戦間期の租税政策史研究の成果を振り返りつつ、論文108「現代日本租税政策史研究の視点—財政民主主義を論じる財政社会学」（2025年）を執筆されました。本論文では、現代日本租税政策史研究において、民主主義の発展と財政・税制との相互関係という視点が重要であることを指摘したうえで、政策史上の画期を概観しています。

論文の冒頭では、「財政学は、財政制度の形成と展開を解明する財政史研究に基礎をおく」とし、財政学における財政史研究の重要性を指摘しています。では、「財政にかかる社会科学としての現状分析と将来展望の基礎をなす」財政史研究とはどのようなもののでしょうか。池上先生は続けて「財政史研究の対象・視点自体が、いま私たちが直面する問題意識—少子高齢化対策、環境対策、『民営化』、増税、景気対策、地方分権等々—toに直結している」と述べ、「財政危機の発生を意識しつつ各種の『改革』キャンペーンが展開されるなかで、その奥に潜む問題を、歴史的事例から解き明かすことが必要である」としています。現在の問題意識に根差した財政史研究は、池上先生自身が実践してきたものです。池上先生は別稿において、現状の政策体系の源流を明らかにする研究の必要性について「社会科学は、研究する時点の社会・経

済・政治状況に応じた現状分析を行うことが求められる。しかも、マクロ現象の実験は困難であるから、歴史研究のなかから現在につながるものを見出す研究は必要である」と述べています〔その他寄稿・発言記録等106「〔研究会記録〕現代日本財政史における『高橋財政』の意義—吉田震太郎『高橋財政下の地方財政』を手掛かりとして」(2021年)〕。このように、社会科学としての財政学において、現状にいたる経緯と要因を明らかにし、実験によらず将来を展望する視座を得るために、財政史研究が必要であると指摘されています。

続けて、現代日本租税政策史研究においては、各国の財政制度が多様である現実を踏まえ、現代をどう理解するかが課題となります。現代を経済史の観点からとらえる方法に現代資本主義論があります。しかし「現代資本主義を語るとしても、特定の経済政策体系をそれぞれの国の歴史に当てはめるだけでは限界がある」とし、単線的な理解に陥らないよう注意を促します。そのうえで、池上先生は政治史の観点から、現代を財政民主主義の展開としてとらえることの重要性を指摘します。その展開過程で生じる政治の要素が、財政民主主義のルールを規定し、財政政策の内容に影響を及ぼし、各国の多様な財政制度を生み出すからです。また、財政は社会を統合する結節点であり、経済史と政治史、双方の流れのなかで財政制度改革と財政政策が展開されると考えられるからです。

池上先生は博士論文において、「現代的租税政策といっても『現代税制』としてすべての現代国家に共通する画一的な租税体系が存在するわけではない」との問題意識を掲げ、各国における現代的租税政策の形成あるいは出発点を論じる方法を検討されました。本論文は、池上先生が研究の早い段階から持たれ追究を続けられてきた「問い」への、現時点での答えを示すものであるといえます。

3. 財政の国際比較——カナダ財政の研究

池上先生はカナダ財政の研究においても水準の高い多くの業績を積み重ねられています。財政学では国際比較の観点から先進諸国の財政が研究されてきましたが、先生が研究を始めた当時、カナダ財政は本格的に研究されていたわけではなく、先行研究は限られていました。そうした状況で池上先生は、新潟大学商業短期大学部で在外研究（サバティカル）の機会を得たことをきっかけに、州の権限が強いといわれる連邦制国家のカナダが、中央集権的といわれる単一制国家の日本とはまったく対照的であることに関心をもち、その研究を始めました。

池上先生はカナダ財政の研究において、政府間財政関係及び州・地方財政（税源配分、政府間財源移転、州財政、地方債など）をはじめとして、財政改革、租税政策、社会保障・福祉、カーボン・プライシング、住宅政策、移民政策と多岐にわたる対象を研究しています。そのなかでも池上先生が中心的に研究しているのは、政府間財政関係及び州・地方財政です。

池上先生の研究に示されているように、カナダは「大きな州政府」をもつ分権型の連邦制国

家です。憲法に規定された連邦と州の権限配分に基づいて、連邦は国防、外交・国際援助、全国的治安、金融、老齢年金、雇用保険、経済政策などを、州は保健医療、福祉、高等教育、産業、交通、資源、環境、市町村などを担います。さらに地方政府は、初等中等教育、道路、都市計画、公共交通機関、上下水道、廃棄物処理、警察・消防、文化施設などを運営しますが、いずれにも州の政策が大きく影響します。財政支出の面では支出規模の大きい保健医療、福祉、教育を州が担っているため、支出の大部分は州・地方の支出です。租税収入の面でも、州・地方税収が連邦税収を上回り、州・地方税の地位が高い国です。

池上先生は、カナダの政府間財政関係の研究を連邦と州との間の税源配分を検討することから始めました。カナダ財政研究において先生が初めて公表された論文15「カナダにおける連邦・州間税源配分論争」（1995年）では、まず、所得税と消費税を連邦と州が共有し、財産税が地方に配分されるという税源配分の歴史及び現状が示されます。そして、「公平」や「効率」という税源配分の規準をめぐる研究者間の論争の内容が①「連邦＝直接税中心、州＝間接税中心」説、②「連邦＝間接税中心、州＝個人所得税中心」説、③税源共有説に整理されたうえで、見解の分かれる理由が連邦制国家における政策の分権性に対する評価の相違、個人所得税の税率構造の問題などの論点ごとに検討されています。さらに、1991年に連邦が導入した付加価値税である Goods and Services Tax (GST) の改革をめぐる政府間の対立が検討され、改革をめぐる意見がまとまらない理由として、州ごとの利害及び政策路線に相違のあることが指摘されています。

連邦・州間の租税配分については、論文18「カナダの連邦・州間税源配分と一般売上税改革」（1998年）でも検討されています。そこでは、税源配分の現状が示されたうえで、税源配分をめぐるカナダの研究者間での論争が整理されます。そして、連邦・州間の一般売上税改革論争について、下院財政委員会の GST 改革案や連邦・州蔵相会議における様々な提案が検討され、論争の構図がまとめられます。さらに、税源配分をめぐる論争が社会政策の水準をめぐる議論（維持発展か抑制か）、政府間関係をめぐる議論（連邦主導の集権か州主導の分権か）、および財源政策の改革論の観点から整理され、より中長期的な課題の枠の中に位置づけられて論じられています。

論文15の翌年に公表された論文16「カナダのブロック補助金とその改革論—連邦・州間の Established Programs Financing (EPF)」(1996年)では、カナダのブロック補助金である EPF の成立、内容及び改革の方向性が検討されています。この論文は、財政面の地方分権においては特定補助金の整理が焦点になることから、特定補助金と一般補助金の中間形態として位置付けられるブロック補助金（包括補助金）の可能性について検討する必要があるという問題意識に基づいています。カナダでは福祉、保健医療、高等教育等に関する特定補助金制度が高度成長期に整備されてきましたが、1977年度に、病院・医療保険及び高等教育に関する特定補助金は統合され、EPF というブロック補助金に転換されました。論文では、特定補助金に

対する連邦・州からの不満、EPF への転換による連邦・州の利益、EPF の修正と改革の方向性が詳細に分析され、自由度の高い EPF をめぐる論争の構図が詳らかにされています。

政府間財源移転については、論文32「カナダの財政調整制度—連邦・州間における『課税力調整』型の平衡交付金」（2003年）で、財政調整の理論が発達し、課税力調整型の財政調整制度を持つカナダの歴史、現状及び改革論が緻密に検討されています。1940年の王立連邦・州間関係委員会報告書（ローウェル＝シロワ報告）が提唱した、州・地方の財政需要と課税力との差を補填する「全国調整補助金」は一部の州の支持を得られず導入されなかったこと、1957年に本格的な財政調整制度として導入された平衡交付金は課税力のみを調整する制度であること、それは各州が「代表的税制」を採用したと仮定して一定水準の収入を保障する制度として展開してきたこと、カナダの研究者間では効率や公平等の見地から平衡交付金の正当性が広く支持されていること、平衡交付金をめぐる代表的な改革論の内容などが検討されています。そして、州権限の強い分権型国家であるカナダは「社会連合（Social Union）」としての性格が強く、教育・医療・福祉などの社会政策を全国的に充実して国家統合を図ることが国民の合意であり、それを平衡交付金制度が支えていることが明らかにされています。この論文は「カナダのこの制度（財政調整制度—引用者）の歴史と現状を検討し、改革の方向を見極めようとした優れた労作である」と高く評価され、2003年に第29回東京市政調査会藤田賞を受賞しました（吉岡健次「第29回『東京市政調査会藤田賞』選考経過報告」『都市問題』第94巻第10号、2003年）。

ブロック補助金と平衡交付金の歴史、現状及び改革をめぐる論争の構図を丹念に検討した池上先生は、平衡交付金とブロック補助金というかたちで運営されるカナダの政府間財源移転の特徴と改革を論文70「カナダにおける政府間財源移転の特徴と改革—連邦・州間の財政調整的移転を中心に」（2010年）で検討しています。この論文では、カナダの制度及び実態が日本の地方分権改革に与える示唆についても論じられています。池上先生は、日本の地方交付税は標準的な財政需要と財源調達力を測定している点で平衡交付金よりも優れているとしたうえで、地方公共サービスと税制の多様性が増せば、算定方式等について地方団体間の合意形成が難しくなるおそれがあることを指摘します。また、国庫補助負担金をカナダのように事実上の一般財源とし、その配分方式のなかに財政力格差は正機能を組み込むこともできるとします。そして「地方財政制度の分権化が円滑に進むかどうかについては、カナダの連邦・州首相会議や連邦評議会のように、『国と地方の協議の場』及び地方団体間のコンセンサスを形成する場が制度として十分機能するかどうかが鍵となる」と、地方分権改革における政策決定システムの重要性を指摘しています。

池上先生は、分権型国家カナダにおける州・地方財政を税制、地方債、公共サービス等の面から検討し、その多様性を示しました。論文38「カナダの分権システムを支える州の個人所得税—税源移譲及び課税自主権の視点から」（2004年）、では、カナダの「大きな州政府」を支え

る最大の税目である個人所得税が検討されています。州が税目、課税標準、税率などを自由に決定できる課税権を有しつつ、それに対して連邦が税制の「調和」を図るという連邦・州間の租税関係の特徴が指摘されたうえで、「調和」の内容の変化と州個人所得税の多様性、連邦から州へのブロック補助金に税源移譲が組み込まれていることが示されます。そして、分権型税制を目指す日本の改革への示唆として、①「税源移譲を組み込んだブロック補助金」の考え方をとりいれ、国庫補助負担金を教育や介護といった政策分野ごとに用途を包括した負担金に転換する、②個人住民税所得割の標準税率は比例税率としつつ、累進的な超過課税を行うことを課税自主権として認める、という点が指摘されています。

論文51・52・53「カナダの地方債事情（1）～（3）」（2006年～2007年）では、カナダの分権的な州・地方債制度が検討されています。財政収支及び負債の状況が示されたうえで、憲法上確立されている起債権限に基づく州債の多様な制度及び状況について、財政赤字に関するルール、州債の通貨構成、「格付け」機関による「格付け」等の観点から検討されています。市町村債についても、発行に関する州の役割が、①量的制限、②個別許可、③許可の主体、④団体間の差別的取扱い、⑤住民投票、⑥自治体金融公庫、⑦州による債務保証の観点から全10州について詳細に整理され、自治体金融公庫や市町村債等の「格付け」について検討されています。

論文97「普遍主義的サービスと選別主義的サービス—カナダの場合」（2018年）では、公共サービスの提供においては普遍主義的サービスと選別主義的サービスを適切に組み合わせることが重要であるとされ、州政府の公共サービスが検討されています。普遍主義的サービスとして医療及び教育、選別主義的サービスとして社会扶助、売上税額控除、児童手当について州ごとの多様な制度状況が示されたうえで、教育、保健医療、保育、介護などの対人社会サービスは普遍主義的サービスが中心となること、選別主義的サービスについても州ごとに給付水準を決めることは可能であることが指摘されます。

「大きな州政府」をもつ現代カナダの政府間財政関係を多角的に検討してきた池上先生は、その特徴を分権型財政連邦主義と表現し、その原点を探求します。その成果である論文57「両大戦間期におけるカナダの財政連邦主義」（2008年）では、カナダの財政連邦主義の原点を1930年代の世界大恐慌期におけるカナダの州・地方財政の危機に求めています。この論文では1867年の建国以降の政府間財政関係の展開が整理されたうえで、第一次大戦期と1920年代の財政連邦主義の実態、そして世界大恐慌下の州・地方財政危機が分析され、経済・社会の変化によってカナダの財政連邦主義に抜本的な見直しが必要とされる背景と過程が明らかにされています。続く論文64「現代カナダ財政連邦主義の原点—ローウェル＝シロワ報告をめぐる」（2009年）では、1940年のローウェル＝シロワ報告について、その背景及び内容、報告をめぐる連邦及び州の議論、報告が公表された後の政府間財政関係の改革、報告の評価が検討され、報告通りの制度が戦後も実現することはなかったものの、「課税ベースの調和プラス一般財源

としての財政調整制度」という分権型財政連邦主義のモデルを提示した報告の意義は大きいと結ばれています。カナダ財政の歴史研究であるこれらの2本の論文は、2007年度の在外研究（サバティカル）の研究成果です。池上先生はこれらの論文を在外研究中に現地の図書館・公文書館等で蒐集した貴重な一次資料を駆使してお書きになりました。

諸外国との比較を念頭に財政を研究される池上先生は、カナダとアメリカ、カナダと日本の比較分析も行っています。アメリカとカナダは同じ北米地域に位置する連邦制国家でありながら、財政制度及び政策運営は大きく異なります。その視点から池上先生は編著3『財政赤字の力学—アメリカは日本のモデルたりうるか』第3章「州・地方財政危機の政治経済学」（2005年）において、アメリカの分権型財政システムの問題点を2000年代前半の州・地方財政危機を事例として検討し、公共サービスの「ナショナル・スタンダード」を考慮しないアメリカでは財政危機に対してその場しのぎの対応が繰り返されざるを得ないと指摘しています。

また、一般売上税を事例として日本とカナダの中央と州・地方間税源配分をめぐる政府間関係と租税政策の形成過程を分析した編著4『租税の財政社会学』第2章「一般売上税をめぐる政府間関係と政策形成過程—日本とカナダの比較分析」（2009年）では、戦後カナダの一般売上税をめぐる政府間関係の展開と日本における消費税及び地方消費税の導入過程、両国の政府間税源配分をめぐる政策決定制度が緻密に検討され、カナダでは税制の「調和」が図られながらも課税自主権に基づく各州の独自性が強いものに対して、日本では中央レベルで地方税制が設定されるものの地方団体の利害も反映されやすく、地方税源充実の必要性を否定しがたい状況のなかで地方消費税と事業税の外形標準課税が実現したことが示されています。

数多くの業績を通して池上先生は、「大きな州政府」をもつカナダの分権型財政制度の歴史、現状及び改革の方向性を明らかにしました。池上先生の研究では、財政に関する豊富な統計によりカナダ財政の実態が詳細に示されるとともに、多数の貴重な文献や資料に基づいて政策決定過程が丹念に跡付けられています。制度及び政策をめぐる研究者間や政府・政党間の論争の内容が緻密に分析され、その構図が明快に整理されている点は池上先生の研究の重要な特徴です。政策の立案から導入に至る過程を分析することは、民主主義的な政策決定過程のなかで多元的な利害がどのように財政制度及び政策に反映されているかという、財政民主主義の重要な側面を明らかにすることにつながります。このように、政策決定過程に着目して財政民主主義のあり方を問う池上先生の視点は、カナダ財政の研究においても貫かれています。カナダ財政の研究について池上先生は、地理的条件や歴史的条件などの様々な要因が財政を規定すること、抽象的な理論から導かれる諸議論が実際に財政や政策を動かすとは限らないということが面白いと振り返られていました。

池上先生は、日本が見習うべきモデルとしてカナダを研究されているわけではありません。日本と対照的なカナダを研究する意義について先生は、「日本と対照的な財政システムを研究し、その歴史的・政治的・経済的根拠を明らかにすることは、日本財政を研究するうえでも役

立ちます。ただし、それは日本が『真似』すべき制度を探すためではありません。外国の財政制度を研究するとき、その制度がどのような問題点を抱えているかを明らかにすることが必要です。分権が進んでいるカナダもその例外ではありません」と述べられています〔立教大学経済学部ウェブサイト「経済学部研究室紹介!池上岳彦研究室（立教大学経済学部経済政策学科教授）」（<http://www.rikkyo.ne.jp/grp/eco/research/res03.html>）2006年9月20日閲覧。2026年3月現在リンク切れ〕。第29回東京市政調査会藤田賞を受賞した際にも、「外国の経験は『教師』であるとともに『反面教師』でもある」と述べられています〔その他の寄稿・発言記録等43「受賞のことは—第29回東京市政調査会藤田賞」（2003年）〕。日本への示唆が論じられることがあるように、カナダ財政の研究は池上先生の政策論に活かされていますが、それは決してカナダが理想だと評価しているからではありません。「教師」と「反面教師」の両面を冷静に評価する、そうしたフェアな態度で先生はカナダを研究されています。

近年、池上先生は、国際比較研究を財政社会学アプローチの一環として位置づけ、現代財政・税制が多様性をもつ要因を解明することの重要性を論じられています〔編著5『現代財政を学ぶ』序章（2015年）、論文88「税制に関する国際比較研究の課題—カナダを事例とする財政社会学アプローチ」（2016年）、論文108「現代日本租税政策史研究の視点—財政民主主義を論じる財政社会学」（2025年）〕。論文88は、多くの研究業績をあげてきた研究者に執筆が依頼される学会展望論文として、日本財政学会の研究叢書である『財政研究』に掲載されています。方法よりもむしろ対象で規定される学問であるといわれもする財政学においては、多様なアプローチの研究が展開されています。そうした財政学の状況において池上先生は、高い水準の研究業績を数多くあげられ、国際比較研究の重要性を示されてきたのです。

4. 日本の現状分析及び改革論——歴史と国際比較を踏まえた分権型財政改革論の展開

歴史研究と国際比較研究に加えて、池上先生は地方財政に関する現状分析と、地方分権改革に向けた理論的・実践的改革論を積極的に展開されています。その背景には、当時大きく進展した地方分権改革があります。1993年6月に衆議院・参議院の両院において「地方分権の推進に関する決議」がなされ、本格的な地方分権改革の出発点となりました。改革は、1995年村山内閣での「地方分権推進法」、そして1999年小渕内閣での「地方分権一括法」の制定へと展開しました。

池上先生は、共著3『地方に税源を』（1998年）の執筆に参加します。本書は神野直彦（東京大学名誉教授）と金子勝（慶應義塾大学名誉教授）が編著者となり、国から地方への税源移譲と補助金削減を組み合わせ、分権型の税財政改革を進める道筋を示した提言の書でした。その第2章「一般財源主義の限界と新たな一般税源主義の課題」を執筆した池上先生は、地方交付税制度の実態を批判的に分析し、それが財源を保障する仕組みを通じて、地方自治体を中央

政府が主導する特定の事業に誘導する側面があることを明らかにします。そのうえで「可能な限り地方税源を拡充し、残りを財政調整によって補う」という「一般財源主義を超える一般税源主義」を提言します。この議論の根底には、一般補助金を交付して財源を保障しようとする、「多種多様な各地域のニーズを客観的な指標に直すという困難な問題」が生じ、そのような「『客観化』を厳密に行おうとするほど中央政府による恣意的な操作が可能になる」という、一般補助金のジレンマの存在が看破されていました。

さらに池上先生は、共著6『「福祉政府」への提言—社会保障の新体系を構想する—』（1999年）の執筆に参加します。本書は神野直彦と金子勝が編著者となり、日本の年金・医療・介護・雇用保険といった社会保障制度の包括的な改革案だけでなく、それを支えるあらたな福祉政府体系を構想し、提示しています。池上先生は、第6章「地方分権的税財政システムの構築を—新しい地方税原理・分権型財政ヴィジョン」を執筆しました。あらたな福祉政府体系において、地方自治体は、生産の「場」における「協力の政府」として、対人社会サービスを展開する重要な役割を担います。池上先生は、その活動を支える自治体の財源について、幅広く検討を行いました。前著では地方交付税の分析が中心でしたが、本書では、対人社会サービスを支える地方税として住民税や事業税、地方消費税を、さらに国庫補助金や地方債の現状を分析し、包括的な地方財源改革案として「地方分権的税財政システム」の構築を提言しています。

そして池上先生は、単著1『分権化と地方財政』（2004年）を上梓されます。本書は、それまでの研究成果をまとめ、新たな論点を提示しつつ「現時点における『分権化と地方財政』の評価を試みたもの」でした。この時期に『分権化と地方財政』の評価を試みる必要があった背景として、三位一体の改革が実施されようとしていたことが挙げられます。1993年決議以降、地方の自主性・自立性を高めることを理念として掲げ、国と地方の役割の見直し、権限移譲、地方税財源の充実強化が提言され、法制化も進みました。しかし、小泉内閣の下で2000年代前半から進められた三位一体改革は、地方分権推進の論理と、財政再建や歳出削減の論理という二つの異なるベクトルが「分権」という名のもとに合流しつつあり、「地方財政には歳出削減及び地方分権を支える財源確保の両面から圧力が強まっている」状況にありました。分権改革はまさに岐路に立たされていたといえるでしょう。こうしたなかで、池上先生は、「もっと小さな政府」をつくるために地方歳出削減を最優先する「新自由主義的分権」と、対人社会サービスの水準の維持及び発展を見すえて、地方分権を支える税財源を確保する「分権的福祉政府」という二つの分権論を指摘したうえで、後者の立場から、日本の分権改革、とくに地方財政改革の方向性を問うたのでした。

本書における第1～3章は総論であり、まずは分権化の潮流のなかで、上記の二つの分権論が存在していることを指摘します。次に、国際比較を交えた日本の地方財政の特徴と、1980年代以降の地方財政改革が、地方分権と財政縮小論の間で揺らぎつつ展開されてきたことを指摘しています。そして、「分権的福祉政府」の財政システムの理論を、地方政府が担う対人社会

サービスに地方税を通じて住民が等しく貢献するという「新しいワークフェア」概念を柱として説明します。対人社会サービスを、地方政府が地域の視点に基づいて分権的に政策展開するのが「分権的福祉政府」となります。

そのうえで、本書の第4章以降において「分権的福祉政府」を支える地方財源改革を論じています。まず地方税の拡充について、国から地方への税源移譲と課税自主権を検討し、前者では特に、税源配分論の歴史的展開を検討したうえで、改革論として、「自治体サービスへの参加に代わる拠出」という意味から比例的な地方所得税を正当化し、地方において10%の比例税率となるように、国税所得税の税源移譲を主張します。ただし、課税自主権という観点から、累進税率を含む独自の税率構造を設けることも認めています。

財政調整制度については、まず、その意義が理論的に考察され「地域社会の安定をはかる制度」であり、「あくまでも『基本的自由・機会の平等』を実質化するために必要な制度」との結論が導かれています。また、諸外国における多様な制度展開も考察し、政府間機能配分とくに地方団体の役割に応じた重要な財源配分手段として発展してきたことを指摘します。日本における制度の歴史的展開も踏まえて、財政調整制度は決して破壊すべきものではなく、「ナショナル・スタンダード」を確保するための財源保障と財政力格差是正の組み合わせという原点に帰って、制度を改善することを提案します。

「ナショナル・スタンダード」を語ろうとする場合、上述したジレンマの問題に直面します。この点に対して、「重要なのは、財源保障の水準及び補正の根拠に代表される地方交付税算定方法の説明責任である」とし、国会や自治体、そして広く国民が議論しやすくするような資料提供の工夫が求められると指摘します。また、池上先生は、地方交付税の算定方法について、制度決定に自治体が当事者として参加するシステムの構築も訴えており、これらがジレンマの問題への対応策としての意味をもつと考えられます。

地方債については、起債許可制度の歴史的考察を踏まえて、事前協議制が内包している問題点を指摘しています。そのうえで、起債の自由化と住民への説明責任の強化、そして、小規模もしくは財政力の弱い自治体においても円滑に資金調達ができるように自治体共同の資金調達を提案しています。

以上のように本書では、池上先生の地方財政改革の研究の集大成として、広範かつ体系的な議論が展開されていました。

ところで、本書のはしがきでは、「地方財政制度の歴史と国際比較をふまえて、地方税の拡充と地方交付税の改善を中軸とする地方財政改革が語られる」と述べられています。これは、本書の特徴を説明しているだけでなく、歴史と国際比較を踏まえて現状及び改革を論じるという、池上先生の財政研究における特徴も言い表しています。本書が展開する地方財政の現状分析と改革論は、歴史研究と国際比較によって支えられ、より説得的なものとなっています。例えば、税源移譲のあり方を論じる際に、税源配分の理論が租税政策過程においていかに提示さ

れ、いかなる現実の税制改革へと結果したのかという歴史研究が踏まえられており、その意味と限界が冷静に分析されています。一方、財政調整制度の国際比較では、多様な制度の展開が、各国における政府間機能配分とくに地方団体の役割に応じて発展してきた結果であることを指摘します。

また、二つの分権論を論じるうえで、「新自由主義的分権」の傾向が強いアメリカと、「協調的連邦主義」に基づく「分権的福祉政府」システムを有するカナダの事例が示されます。それは、日本が参照すべき好事例としてカナダを挙げているのではなく、「地方税財政制度をめぐる歴史的経緯と現状は国によって多様であり、それぞれの国において地方政府の役割に応じた財源配分手段として中央政府と地方政府の税源配分と財政調整制度が発展してきた、という点は重要」と述べているように、各国の多様な現状をもたらした「歴史的・政治的・経済的根拠」を明らかにすることに力点が置かれていました。このように、歴史と国際比較を踏まえて現状及び改革を論じるという、池上先生の研究のあり方が明確に現れたのが本書であったといえるでしょう。それは、既に述べてきた、大学院生時代から始まった日本財政史研究や、カナダ財政の研究を通して発展させた国際比較研究、そして地方分権改革のうねりの中で、池上先生が積み重ねられてきた地方財政や政府間財政関係の現状分析が基礎にあることはいうまでもありません。

その後も、池上先生は地方財政の現状や改革を論じています。地方財源に関しては、「歳入の自治」を確保する観点から、幅広く地方税や地方交付税を通じた一般財源の充実確保を検討しています。とくに近年では、地方における法人課税やふるさと納税を分析しており、地方税と地方交付税の関係も考慮しつつその改革を論じています〔論文96「地方税の『偏在是正』を超える改革」(2018年)等、その他寄稿・発言記録等104「『ふるさと納税』に代わる施策」(2020年)等〕。ふるさと納税に対しては、それが「逆再分配」効果をもたらすこと、居住地自治体の自主財源を減少させる「ふるさと納税」という措置を国が設けて全ての地方自治体に強制適用するのは地方自治に反すること、地方税における応益課税すなわち受益と負担の関係を歪めるとともに、地域単位の財政民主主義という根本原則と相いれないことなどを問題点として指摘しています。同制度は地方自治・分権の観点から深刻な問題を抱えており、池上先生は、強い危機感をもってこの制度について繰り返し論じられています。論文90「地方財政制度の決定と運営」(2017年)等においては、地方税財政運営に関して、政府間財政関係制度の決定過程をオープンにし、それに地方自治体が参加できるようにすることの重要性を強調しています。それは、池上先生が一貫して主張してきたことでもあります。共著35『都市の変容と自治の展望』第6章「政府間財政関係の展開と分権型財政の課題」(2022年)では、現代地方財政システムの形成や政府間財政関係の展開に関する歴史研究を踏まえ、地方分権改革の課題が包括的に論じられています。

以上のように、池上先生は地方財政の現状を分析し改革を論じてきましたが、それは、常に

地方分権の視点に立つものでした。財政改革を通じて地方分権を推し進め、地方自治体の自主性を確保する。それによって、住民に身近な政府が地域民主主義によって政策を決定するという、地方自治を充実させる観点を重視されています。それは、池上先生が財政民主主義を重んじていることを示しています。池上先生は、25年間にわたり『新潟自治』に「地方財政用語の解説」を連載してきました（**その他寄稿・発言記録等 1. (1) ～ (63)**）。地方財政に関する基礎的概念の解説から、今日的な改革の話題に至るまで幅広いテーマが扱われ、一般の読者にもわかりやすく解説されています。それは、専門知を社会に開くとともに、公共的な議論の土台を整えることにもなり、民主的な言論の空間を支える役割を果たします。このことから、池上先生が財政民主主義を重視していることが見て取れるのではないのでしょうか。

5. 教育活動

池上先生は、立教大学に着任されてから経済学部では「財政学」、「ゼミナール」、「政策分析概論」（オムニバス科目）、「企画講座『立教税理士会寄付講座』」（コーディネーター）を担当され、多くの学生に財政の大切さと面白さを伝えました。大学院経済学研究科では「財政学特論」と研究指導を通して、税理士や研究者を目指す多くの大学院生を指導されました。

（1）財政学

根岸は博士課程前期課程に進学した1999年度から2004年度まで池上先生の「財政学」の、谷は博士課程後期課程に進学した2006年度から2010年度まで池上先生の「財政学1」「財政学2」のティーチングアシスタント（TA）を担当しました。

池上先生は、「財政学1」において、財政学の体系と現代財政システムの特徴及び課題について、国際比較を踏まえて講義されました。そこでは、財政とは何か（財政の定義、社会と財政、市場と財政）、現代財政の課題と特徴（財政の課題、現代財政の特徴）、財政思想と財政社会学（スミス、ワグナー、ケインズ、財政社会学）、経費（経費膨張仮説、現代国家への圧力と財政）、租税（役割、負担配分、理論、国際比較、環境税）、公債（公債の分類、公債累積の問題点、財政再建）について講義されました（2010年度「財政学1」講義資料）。

「財政学2」においては、日本財政の制度、特徴及び直面する課題について国際比較も交えて講義されました。そこでは、予算制度（予算の意義、予算過程の現状と改革、会計）、戦後日本の経費（経費の分類、国際的にみた特徴、戦後の推移）、日本の税制（税収構成、所得税、法人税、消費税、環境税、税制改革の政策過程）、公債と財政赤字（公債の分類、財政赤字と公債累積）、財政投融资（原資、運用、財投改革の評価）、社会保障財政（社会保障給付費、年金・医療・介護）、地方財政（経費、収入、分権化と財政）について講義されました（2010年度「財政学2」講義資料）。

このように池上先生の「財政学1」は財政学体系と現代財政を、「財政学2」は日本財政を学ぶ科目として構成されていました。「財政学2」を履修する前提として「財政学1」の内容を理解していることが求められはしましたが、池上先生の「財政学1」「財政学2」はそれぞれ独立した科目として体系的に学ぶことのできるように講義内容が組み立てられていました。専門科目が半期2単位の科目として位置付けられるカリキュラムにおいても、実質的に通年科目として講義内容を構成することは珍しいことではないと思います。財政学ではたとえば、前半の学期は財政支出を、後半の学期は財政収入を中心に講義するという構成をとることもできます。しかし、池上先生の講義はそうではありませんでした。先生は「財政学1」と「財政学2」がカリキュラム上別科目であることを意識されていたと思いますし、一方のみ履修する学生もいますので、そうした学生も財政学あるいは日本財政を体系的に学べるようにと考えられ、それぞれの講義内容を組み立てられたのではないのでしょうか。

池上先生の講義は体系的であり、財政学の重要な原則や理論、そして財政の制度と課題を論理的に学ぶことができるものでした。講義内容は現実の財政問題と強く関連付けられており、その時々日本や世界で起きている財政の課題についても論じられました。財政学を現実の課題と深く結びつけた学問として、堅実に学ぶことができるのが池上先生の講義でした。講義では国際比較の視点が重視され、財政の多様性を理解することも強く意識されていました。講義は池上先生の作成したA3版の資料に沿って進められましたが、そこには国際比較データの図表が、びっしりと盛り込まれることもありました。

池上先生は毎回の授業でリアクションペーパーを利用されました。最後の10分ほどで学生は授業内容についてコメントや質問を記入し、それに対して先生は次の授業でリプライされました。筆者がTAを担当していた頃、「財政学1」「財政学2」は数百名の学生が受講していましたので、集められたリアクションペーパーの束は相当の厚さになりました。大型のゼムクリップでとめられた数百枚のリアクションペーパーのすべてに先生は目を通され、毎回欠かさずにリプライされました。分厚いリアクションペーパーの束をめくり、授業で取り上げるペーパーに折り目をつけられる先生の姿は、筆者の印象に強く残っています。

池上先生が編んだ編著5『現代財政を学ぶ』（2015年）は、先生のそれまでの講義内容が活かされつつ、11名の研究者が執筆に参加した、「現代財政を学びやすくするため」の書です。そのタイトルは、「これまで累積してきた問題が解決する間もなく、日々新たな課題が生まれる財政について、多様な視点から主体的に『学ぶ』出発点になりたい」とのお考えから付けられています。先生の講義もまた、このようなお考えから展開されていたといえるでしょう。

（2）大学院

経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程及び博士課程後期課程では税理士や研究者を志望する多くの大学院生が池上先生にご指導いただいて学位論文を執筆しました。先生にご指導を

仰いだ大学院生のうち博士号を取得した者は6名、大学教員になった者は5名に上ります。

研究指導においては、財政のこと、研究の仕方や論文の書き方をまるでわかっていない筆者の素朴な疑問や意見にも、池上先生は丁寧に応じてくださいました。研究に関連する文献や資料についてもよく教えてくださいました。ただし、先生のほうから筆者の研究や論文の内容に対して多くのアドバイスやコメントをくださるというわけではありませんでした。研究における主体性を大切にされていた先生は、遅々として進まない筆者の研究を、一定の距離をもって見守ってくださいました。

研究指導は、文献・資料の溢れている池上先生の研究室で行われました。ドアを開けてすぐのテーブルのわずかなスペースで、先生と顔を突き合わせるようにして行われる研究指導に、筆者は少なからぬ緊張感をもって臨みました。

6. 主な学会・社会的活動

池上先生は、学会や地方自治体の諮問機関等において数多くの要職を務められています。このことは、池上先生の高いご見識と誠実なお人柄が、学会や政策形成に携わる多くの方々の厚い信頼を得ていることを示しています。

池上先生は学会運営に大きく貢献されています。日本財政学会においては理事、研究叢書編集委員長及び編集委員を務められ、2019年から2022年にかけては代表理事に就任されました。2017年9月16日・17日に立教大学池袋キャンパスで行われた第74回大会では池上先生が実行委員長を務められ、大会運営をリードされました。同大会には筆者も実行委員として携わりましたが、池上先生のリーダーシップときめ細かなお仕事ぶりに助けられるばかりでした。日本地方財政学会においても池上先生は研究叢書編集委員、理事、常任理事を務められ、2023年には理事長に選出されました。

池上先生は、東京都税制調査会をはじめとして愛知県、静岡県、新潟県、宮城県、豊島区の委員会や研究会に参加され、地方自治体の租税政策形成過程においても重要な役割を担われています。委員会の議論において池上先生は、学者としてのご自身の見解を率直に表明することを大切にされています。筆者が大学院生であった2004年当時、豊島区の狭小住戸集合住宅税が導入されました。これは、池上先生が「ワンルームマンション税」の導入を検討する第二部会長として参加された豊島区法定外税検討会議の検討を経て導入された税であり、課税自主権を地域課題の解決に活用した注目される事例となりました。

おわりに

池上先生は、財政について語る際に、誰もが公共サービスを受け、その財源になる租税の負

担に関わること、すなわち財政がすべての人に関わる社会全体の課題であることを説かれます。保育、教育、医療、介護、年金、治安維持、消防、防衛、道路、水道など、あらゆる人の生活に財政は広く深く関わっています。それゆえ、財政学では多岐にわたる制度及び政策が研究されます。歴史研究、国際比較、日本の現状分析及び改革論のそれぞれにおいて幅広い対象を深く追求する池上先生のご研究は、財政学の「豊かさ」と「面白さ」を示しています。

池上先生にとって財政学は「明日を今日より良くする」ための学問です〔その他の寄稿・発言記録等83「〔自著を語る〕なぜ『現代財政を学ぶ』のか」(2015年)〕。「明日を今日より良くする」という揺るぎない信念をもって先生は、研究及び教育に加えて広く社会的活動にも責任感をもって取り組まれ、身をもって財政学者としてのあるべき姿を示されています。

定年を迎えられてからも、以前と変わらずに、むしろ以前よりもいっそうご活躍されている池上先生にとって、定年は一つの区切りですらないかもしれません。先生はいつも多忙ですが(先生からのメールはよく深夜に送られてきます)、最近は高校の同窓会に積極的に参加され、旧交を温められているそうです。

幸いなことに、筆者はいまいくつかのプロジェクトを通して池上先生から学ぶ機会にめぐまれています。「明日を今日より良くする」ために財政学を発展させること、それが先生に学んだ筆者に課せられた責務です。